

防災支援ネットワーク検討会議運営要領

(目的)

第1条 大規模な地震等により、県内で広域かつ甚大な被害が発生した場合には、国、市町村等との連携を踏まえた災害対策活動への広域的な支援体制が必要となる。そこで、被災状況等に応じ、広域かつ柔軟な支援体制となる防災支援ネットワークについて、検討・調整するとともに、救援部隊や救援物資の迅速かつ適切な受入体制を確立し、被害拡大の防止・軽減を図るため、「防災支援ネットワーク検討会議」(以下「検討会議」という。)を運営する。

(検討事項)

第2条 検討会議は、次の事項について検討する。

- 1 被害想定に基づく広域防災支援地域に関すること
- 2 広域防災支援地域のゾーニングに関すること
- 3 ゾーニングした地域に必要な機能に関すること
- 4 必要な機能を担う施設に関すること
- 5 その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(構成)

第3条 検討会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会議に座長を置き、座長は構成員の互選により選出する。
- 3 座長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。
- 4 座長は検討会議を代表し、会議を統括する。

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は、平成26年3月31日までとする。ただし、構成員のうち機関、団体等の代表者であるものが当該機関、団体等の代表者でなくなった場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第5条 検討会議は、第2条の検討を行うため、必要に応じ、防災危機管理部長が招集し主宰する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局を千葉県防災危機管理部防災政策課に置く。

(検討会議の性質)

第7条 検討会議は、第2条に規定する検討事項について、構成員の知識や意見等の収集を目的とする会議であって、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、法律又は条例により設置される附属機関には該当しない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は座長が検討会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成24年11月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条）

区分	人数
学識経験者	1名
救援部隊関係	3名
物流専門家	3名
災害医療関係	1名
ボランティア関係	1名